

# 民法改正による労務管理への影響と企業対応セミナー

120年ぶりに大改正された民法が平成32年4月1日に施行されます。債権関係が大幅に変更されたことに伴い、労働債権の変更も国で検討され、方向性が整理されました。

そこで、企業の人事・労務担当者、労働組合役員、社会保険労務士の方などを対象に、改正のポイントや、労働債権変更に伴って必要となる企業対応について、法令等を交えて解説します。

## セミナーメニュー

- **民法改正の概要**（背景、目的、主な改正等）
- **人事労務管理への影響**
  - ・労働債権等の種類（賃金、災害補償、退職手当、付加金、年休）
  - ・債権の消滅時効（起点、時効期間、時効中断）
  - ・支払遅延に係る法定利率（利率引下げと市中金利との連動化）
  - ・包括根保障（雇用時の保証人の補償限度の設定）
  - ・意思表示（誤った情報を基に自由意思に基づかない契約は無効）
  - ・債務不履行による契約解除（帰責事由、軽微な不履行、無催告解除） 等
- **今後の動向**（厚生労働省労働政策審議会の検討結果等）

## 講師

法律事務所八丁堀法律センター 弁護士 くどう ゆうこう 工藤 勇行 氏



### ■プロフィール

2007年 弁護士登録  
2010年 法律事務所八丁堀法律センター勤務（現在に至る）  
広島弁護士会 労働法制委員会 副委員長  
広島労働弁護団 幹事

### ■著書等

「ケーススタディ労働事件の実務」（ぎょうせい）

## 日時・場所

会場	日時	場所
広島	平成31年2月 7日(木) 13:30~16:00	サテライトキャンパスひろしま 505号会議室 (広島市中区大手町 1-5-3)
福山	平成31年2月 12日(火) 13:30~16:00	県民文化センターふくやま「文化交流室」 (福山市東桜町 1-21 エストパルク)

※ 定員各40名程度（会場の都合により会員を優先する場合があります）

## 申込

別紙の申込書に記入し、メール、FAX、又は郵送してください。

(別紙)

## 「民法改正による人事労務への影響と企業対応セミナー」受講申込書

宛先 広島県商工労働局雇用労働政策課 労働福祉グループ

FAX 082-222-5521

メール syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

※ メールで申し込まれる場合は、表題を「労働協会セミナー申込」として、申込書と同じ内容を記入していただくか、PDF ファイル等を添付してお送りください。

### 【連絡先等】

企業, 労働組合等の名称				
所在地	〒			
とりまとめ担当者の役職, 氏名				
連絡先	電話		FAX.	
	メールアドレス			

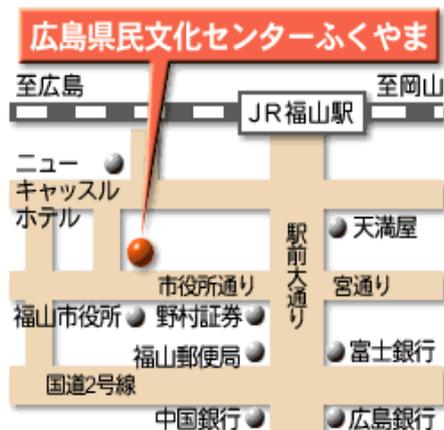
### 【受講希望者】

日 時 場 所		出 席 者	
		役 職	氏 名
広島会場	平成 31 年2月7日(木) 13:30~16:00		
福山会場	平成 31 年2月12日(火) 13:30~16:00		

※ ご記入いただいた個人情報は、広島県及び広島県労働協会の事業案内にのみに利用し、その他の利用はいたしません。

#### 【福山会場】

県民文化センターふくやま  
(福山市東桜町 1-21 エストパルク)



電話 084-921-9200

※ 駐車場はありません。隣接する駐車場(エストパルク 300円/60分)など近隣の駐車場(有料)をご利用ください。

#### 【広島会場】

サテライトキャンパスひろしま  
(広島市中区大手町一丁目 5-3)



電話 082-258-3131

※県民文化センターの駐車場(170円/30分)がありますが、収容台数が少ないため、お車での来所は極力ご遠慮ください。